

「災害時における透析医療活動マニュアル」の改訂について

1 改訂について

1 改訂の必要性

- 大規模災害時等の透析医療を確保するため、平成9年に「災害時における透析医療活動マニュアル」を策定し、これまで4回の改訂を行ってきた。
- 今回、地震や台風等相次ぐ災害や東京都における災害時要配慮者対策の動き等を踏まえ、災害時における透析医療体制の強化に向けてマニュアルの見直しを行う。

2 近年の訓練参加等について

- 令和6年9月に国と合同で実施された大規模地震時医療活動訓練(政府訓練)について、災害時透析医療ネットワークとして初めて都の大規模訓練に参加した。
- 令和7年度には、首都直下地震を想定し、超急性期・急性期の早い段階から、災害関連死を防ぐための医療(治療)と保健・福祉(予防)の連携体制の構築が必要との考えから、東京都災害医療協議会のもとに新たに「災害時要配慮者医療提供部会」が設置された。
当部会の検討対象となる災害時要配慮者の中には透析患者も含まれており、災害時透析医療ネットワークの代表者も委員として参画した。
- 令和8年1月に開催された関東ブロックDMAT訓練において、保健医療福祉調整本部に災害時透析医療ネットワーク(東京都透析医会・東京都臨床工学技士会)及び都疾病対策課が、二次保健医療圏医療対策拠点(区東北部・区南部・区西部・南多摩)には当日参加可能なブロック長・副ブロック長等が訓練に参加した。

3 改訂のポイント

①保健医療福祉調整本部について追記

災害時の透析医療への対応について、保健医療福祉調整本部内で災害時透析医療ネットワークと連携して実施する旨を記載

②副ブロック長と区市町村の連携推進

災害時の区市町村内の透析医療体制確保のため、副ブロック長が区市町村と連携しつつ、避難所等にいる透析患者の情報収集、区市町村内における患者の受入や搬送等の調整を実施する旨を記載

③他県との連携体制の強化

近隣の他県との連携については、「災害時の透析医療確保に関する広域関東圏連携会議」により実施しているため、同会議について追記するなど、他県との透析患者の受入調整方法等について具体化

2 検討スケジュール

事項	令和8年度			令和9年度	
	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月
特殊疾病対策協議会			●開催 改訂案 付議		
腎不全対策部会	● 第1回(8/18)	● 第2回			
改訂作業	改訂作業		●区市町村・関係団体調整 HP公表	●印刷	●配送